

職員の懲戒処分について（令和6年6月28日付け）

令和3年10月から令和6年2月の間において、クリーン・ペア・はまなすに勤務する40代運転技能員は、同施設に勤務する30代運転技能員らにタイムカードの代理打刻を依頼し、勤務をしたかのように装い正当な理由なく欠勤（18.5日間）を繰り返した。

また、40代運転技能員は、休暇届出を怠ったことによる欠勤（6日間）も行っていった。そのことにより、これら欠勤分の給与を不正に受給した。

この事案に関して、下記のとおり当事務組合の職員4名に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 当事者

所 属	職 名	年 齢	性 別	処分内容
クリーン・ペア・はまなす	運転技能員	40代	男 性	停職6か月
クリーン・ペア・はまなす	運転技能員	30代	男 性	減給(10分の1)3か月

2 管理監督者

所 属	職 名	年 齢	性 別	処分内容
クリーン・ペア・はまなす	所長	50代	男 性	戒告
公立野辺地病院 (クリーン・ペア・はまなす前所長)	課長	50代	男 性	戒告

3 処分期日 令和6年6月28日

4 管理者から

職員がこのような不祥事を起こしたことにつきまして、地域住民の皆様には心から深くお詫び申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、職務の内外を問わず、公務員としての自覚を促すとともに、二度とこのような不祥事を起こすことがないよう、服務規律と綱紀肅正を徹底し、地域住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。